

令和7年度 新居浜市職員採用候補者登録試験案内（通年採用）

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革（**チェンジ**）できる職員 を求めています。

6級海技免状（機関又は航海）以上の免状を有する方を対象に、募集期間を通年とした職務経験者枠です。試験日は、申込者と調整のうえ決定します。

受付期間	随時
試験日	随時（申込者と調整のうえ決定します。）
試験会場	（1次試験）テストセンター・（2次試験）新居浜市役所

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
船員 （機関長又は船長）	若干名	渡海船業務に従事します。

※合格者が採用予定数に達した時点で締め切る場合があります。

※令和7年度新居浜市職員採用候補者登録試験（通年採用）の試験区分「船員」については、令和7年度内に2回以上の受験はできません。

2 受験資格

次の（1）～（4）をすべて満たす者

- （1）6級海技士（機関又は航海）以上の海技免状を有する者
- （2）昭和45年4月2日以降に生まれた者
- （3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（9 参考 地方公務員法抜粋を参照）
- （4）新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者

※注 勤務形態等について

- ①勤務時間は、12週間に付き1週間当たり38時間45分とし、次の区分により所属長が割り振ります。また、12週間に付き24日を週休日として所属長が指定します。

甲勤務 6時～13時55分

乙勤務 13時55分～22時

丙勤務 8時30分～17時15分

- ②始発便（6時20分大島発）及び終着便（21時40分大島着）の運航業務への従事があるため、原則大島からの勤務開始となります。（大島で宿泊できる施設を斡旋します。）

- ③採用後には機関長及び船長として乗船できるよう研修の受講及び資格取得（ただし、採用時に船長及び機関長の両方の資格を有する者を除く）に努めていただきます。

3 採用予定日

原則として令和8年4月1日としますが、それ以前に採用する場合は、協議のうえ決定します。

4 試験の方法

内 容		
第1次試験	テストセンター方式により、基礎能力検査及びパーソナリティ検査を行います。	
	基礎能力検査（60分） （SCOA）	文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、空間、知覚の正確さに関する検査を行います。
	パーソナリティ検査（35分）	第2次試験の参考とするもので、第1次試験の結果には影響しません。
第2次試験	第1次試験の合格者について、口実試験（面接試験）を行います。	

5 合格から採用まで

- （1）この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として、採用予定日から1年間とします。
- （2）所定の時期までに採用要件を確認する書類（免状等）の提出がなかった場合は採用されません。
- （3）日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていないものは、採用されません。
- （4）試験において、不正があった場合は合格を取り消します。また、たとえ採用後であっても、受験資格がなかったものとし、採用を取り消します。

6 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

4年制大学卒業（22歳）	220,000円 程度
--------------	-------------

なお、職歴のある職務経験者等の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

(例) 28歳、民間経験6年の場合	24万円程度
(例) 44歳、民間経験20年の場合	35万円程度

※上記は目安であり、前職での雇用形態や期間など各自の状況・経歴により異なります。

7 問い合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1213

新居浜市 HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

次の方法で申込みをしてください。

申込方法	インターネットによる申込。詳細については、 別紙1 「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	随時 ※受付が完了後、試験日等の調整を行いますので、新居浜市人事課へご連絡ください。

8 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

9 参考（地方公務員法-抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者